

[齋藤裁判長]

時間も少し前ですけど、初めてよろしいですか？

[原告と被控訴人側の訴訟代理人]

はい。

[齋藤裁判長]

そうしたら、令和 6 年、第 6 4 号事件の控訴審の第 1 回期日を始めます。控訴人の野村さんですね。

[控訴人野村]

はい。

[齋藤裁判長]

はい。訴状を提出していますので、この通り陳述して、主張します。

[控訴人野村]

はい

[齋藤裁判長]

ね。はい。これに対しては、被控訴人から答弁書 5 月 1 6 日付けが出されていますので、この通り陳述ですね。

[被控訴人側の訴訟代理人]

はい。

[齋藤裁判長]

あと原判決に基づいて、原審の口頭弁論の結果を陳述します。原判決の通り、それぞれの主張を引き継ぎますということです。

それと、野村さんからは控訴理由書、4 月 3 0 日付が出されていますので、この通り主張します、ですね。はい。

さらに証拠の追加として、書証ですね。証拠説明書と併せて、甲号証 205-1、205-2、206、これらをいずれも写しで提出します、っていうことですね。

[控訴人野村]

はい。電子記録をまだ出してなくて、必要があれば、後から提出すると・・・

[齋藤裁判長]

はい、それでよろしいと思います。

[控訴人野村]

はい。

[齋藤裁判長]

はい。まず、これを取り調べることにしますね。

[控訴人野村]

はい。

[齋藤裁判長]

はい。そうすると、今日までに提出されているものは、以上でよろしいですか？野村さんはよろしいですか。

[齋藤裁判長]

はい。

[齋藤裁判長]

(不明) さんの方もこれでよろしいですか。

[被控訴人側の訴訟代理人]

はい。

[齋藤裁判長]

そうしますと、それぞれから提出されたものについての、取り調べというものが、これで終わりましたので、控訴審の方でも、それぞれの今回の言い分を踏まえて、判決するということによろしいかと思しますので、今日、審理を終結して判決をするということにしますね。よろしいですか？

[被控訴人側の訴訟代理人]

はい。

[控訴人野村]

それは、ちょっと、不満があります。

[齋藤裁判長]

うーん。

[控訴人野村]

これ答弁書にもですね、ちょっと事実と異なることも含まれてるものですから。

[控訴人野村]

うーん。

[控訴人野村]

事実と異なります。被控訴人の弁護士さんが書かれた 5 月 1 6 日付の答弁書の中にも事実と異なることが、多々含まれてます。

[全員]

(しばらく沈黙)

[控訴人野村]

よろしいですか？

[齋藤裁判長]

(不明) については、言い分としてもね、それぞれあるということだと思うので。答弁書の中身について、これは被控訴の言い分だから、野村さんの方で中身を争うってこと自体は、それはあり得ると思うんだけど、その上で、野村さんとしては、さらに何か手続きをしたいこともあるわけですか？

[控訴人野村]

いや、そもそも私の控訴理由書に書いてある通り、全くフェアでない。事実認定の仕方が全くフェアじゃない。答弁書の中に書いてあるものについてもですね、あたかも一審の裁判官が提出期限を 9 月 4 日と定めて整理を促していたという風にあるんですけど、そもそも 2 回目の弁論のときに、弁護士さん、被告弁護人の先生方が、次回で終わらせるという主張をして、それを採用した、というのが正しいところで、つまり、何ら主張がないまま、裁判体が判断したんじゃなくて、被告の先生方が主

張して、それを採用したという経緯があったんだと僕は記憶してますけど、違って
ます？

言ってる内容は、今回出されてる答弁書と実は、ちょっと異なる。

[齋藤裁判長]

今は、そのう、相手方と議論については・・・裁判所と手続きをどうするかという
と・・・議論する場なので・・・あのう、ええと・・・お互いの認識の違いがある
にせよ、事実をどう判断して、結論をどうするかっていうのは、裁判所の方で、判
決で、判断することになりますよね？

[控訴人野村]

ちょっとあの一番のですね裁判については、控訴理由書にも書いてる通り、全くフ
ェアじゃない。最初からこちらが言うことに耳を貸してくれない。早く終わらせよ
うとするばかりにしか、私は感じられない。今回、被告の答弁書の中にもですね、
明らかに違うところがある。

現実と違う。で、ちょっとここだけいいです？これは到底許しがたい、あなた方
(被控訴人側)が書いていること。ちょっとここだけ、3分かかりませんので。明ら
かに違うところですね。一審原告は書面が提出がなかったことを問い質した裁判所
に対して、猛烈に抗議する状態であった。

[齋藤裁判長]

何ページのところですか？

[控訴人野村]

答弁書の第3の2ですね。

[齋藤裁判長]

第3の2？

[控訴人野村]

はい。第3の2の部分。段落で、三つ目の段落で・・・ごめんなさい。第3の3で
すね。第3です。第3の3の、段落でいうと、「しかし」のところですね。

しかし、一審原告は書面提出がなかったことを問いただした裁判所に対して、猛烈に抗議する状態であった。

(本訴訟と無関係の自身の活動の話を含め 10 分程度、一審原告(控訴人)が裁判所に抗議等続ける有様であった。)

「無関係の自身の活動の話」「猛烈な行為」「有り様」という言葉には、明らかに私の人格や行動を否定的に形容する語句、ニュアンスが含まれているように、僕には見えるんですけど、このときに私が 10 分間で抗議した内容は、自分の利益よりも、社会秩序の問題に対しての骨子だったはずなんです。

具体的には、裁判所が今回私のケースと同じようにですね、立証が困難なケース、記録がないケース、音声記録はたまたま録ってましたけどそれがなかった場合、いじめなどにあるようにですね、陰でやられること、見えない場所で行われること、こういったものをですね、立証の困難さを裁判所が軽視するなら、いじめ、そういった言葉の暴力といった社会の問題に対して、法の抑止効果が及ばないと、被害者が自殺に追い込まれるようなケースもなくならないと、そういう主張を私はしたんじゃないですか？これちょっと先生方にお尋ねしたいんですけど。

[齋藤裁判長]

いやいや、それはいずれ、まあ、今ここでやったって・・・裁判(不明)違うって言うていただければいい。

[控訴人野村]

違います。他にもあります。答弁書、一審原告は書面提出がなかったことを問いただした裁判所に対して・・・同じとこですね。猛烈に抗議した原因としては、書面提出がなかったこと、つまり、出す約束したものをだせなかったことに対してというふうに言ってたんですけど、さっき申し上げたこと以外にですね、私が抗議した内容としては、記述変更届を出したにもかかわらずそれを却下したという事実。

それから、期日変更届の理由、こちら(原告側)の方が遥かに立証にかかる手間がかかるということを、しかも、膨大な記録をリライトして、その中から必要箇所を

抽出して、分かりやすくまとめるという作業がとてもボリュームがあるにもかかわらず、裁判所が「顕著な事由」という言葉だけを盾にして、それを認めなかったんですね。

そのことに対して、僕は抗議、「なんで認めなかったのか」という話をした、というのが事実です。弁護士さんが（不明）こととは違います。

[齋藤裁判長]

（不明）という意味ですね。はい。

[控訴人野村]

それから・・・いいです、以上です。

[齋藤裁判長]

そうすると・・・まあ先ほどもお話ししたけれども、あのう・・・ええと・・・まあ、今のところの経緯についてもね、野村さんの言い分はいま解りましたが、最終的に原審の判断を・・・ええ・・・についてえ、事実認定と評価について、それは高等裁判所の方で判決すると、判決で当否を判断することになりますので、今日これをもって審理を終結して、判決をするということにしますね。

[控訴人野村]

困ります。

[齋藤裁判長]

何（笑）

[控訴人野村]

一審で、全く、私が提出したものに対して、まともに調査してもらってない。取り上げてもらって、それに対しての反論をしてもらったりだとか、事実認定をしてもらったりということが全くされてない、準備書面の2と3については、一切、控訴理由書にも書いてある通り、土台にさえ乗っけてもらってない。

ただ弁論したという事実だけを載っけただけ。あんな状態で、判決して欲しくない。

[齋藤裁判長]

それに対して、高等裁判所で判断するのが、高等裁判手続きじゃない？それをしなきゃ、裁判所の手続きにならない。

[控訴人野村]

いや、この・・・

[齋藤裁判長]

・・・裁判所が改めて判断するという事で何か・・・

[控訴人野村]

・・・何ら弁論をさせることなく、この場 1 回で終わるというのは、今回の、裁判長の判断になるわけですね？この回で終わると・・・

[齋藤裁判長]

出されものは全て取り調べた。

[控訴人野村]

いや、全く・・・控訴理由書にも書いてる通り、私が出した準備書面の 2 と 3 については一切、一切取り上げられてないです。全く拾われてないです。信じられない。

[齋藤裁判長]

それはちょっと分からないんだけど、お互いから出されたものは全て取り調べたんです。だから、あと裁判所がそれに基づいて・・・

[齋藤裁判長]

控訴理由書にも書いてある通り、それについては、相手に対してまず、準備書面の 2 については、8 月の段階で出したにもかかわらず、次回の 3 回目の陳述には陳述の際には陳述させないで、わざわざ最終回の弁論・・・

[齋藤裁判長]

そうじゃなくて、あと手続きで何をしたいんですか？

[控訴人野村]

手続きで、まともにちゃんと、私が出したものをフェアに扱ってほしいんです。

[齋藤裁判長]

違う違う。だから。全てあなたの、取り調べたじゃないですか。今あなたの言うて
る手続き、書面はね、全て、ここで取り調べて、それで終わったわけじゃないです
か。他に何か手続きが必要なんですか？

(不明) はできない。裁判所が判決 (不明) だから。どちらの言い分が正しいとか
悪いとかね、ここでは全く言えない。

[控訴人野村]

第 4 回目ですね、第 4 回目のときにですね、初めて 2 と 3 の、私の・・・

[齋藤裁判長]

いや、控訴審で何をする、今この手続きで、高等裁判所は何をするか、今、議論し
てる。

[控訴人野村]

控訴状に書いてる通りですよ。

[齋藤裁判長]

だから、その判決は出します。今日、審理を終えて、その判決は出します。野村さ
んの控訴に対する判断をします。そのためには、今日審理を終えて、判決の手続き
をとります。それだけの話です。

[控訴人野村]

「棄却する」と言われるだけのような気がしてしょうがないんですけど。

[齋藤裁判長]

棄却する (不明)。結論は、判決しか出ません。

(不明) もそうだってそう思いますけど。審理を今日終えます。で、次回、裁判所
が判決をします。

[控訴人野村]

あのう・・・

[齋藤裁判長]

それ以外、裁判できない。

[控訴人野村]

控訴理由書にも書いたと思うんですけども、まだ私は主張の途中だったんですね。
主張の途中、まだ・・・

[齋藤裁判長]

今日までに出さないと。今日の期日までに出さないと。（不明）は。他の事件でも
そうですよ。

[控訴人野村]

控訴理由書は出してますよ。理由は出してます。

[齋藤裁判長]

取り調べてる。（不明）裁判所、何も言えないけど。言い分が正しいとか間違っ
てとか。それ裁判所、判決しか言えない。

[齋藤裁判長]

第 1 審の、第 1 審で出してる準備書面 2 と 3。これについては、全くまともな審理が
されてないという認識です。私は。

[齋藤裁判長]

中身について、裁判所の・・・

[齋藤裁判長]

目は通すでしょう。目ぐらい通すでしょうけど、それに対して相手の反論を求めた
りはされてなくて、あくまでも私が当初・・・

[齋藤裁判長]

議論は同じことを繰り返しけど、控訴審で何をされたわけですか？

[控訴人野村]

一審で、私、フェアではないと感じてる審理を、フェアな形で、ちゃんと私の書類
を、目を通して、相手に反論を求めて、の訴状で最初に求めるものについて、何が
事実かどうかを明らかにさせた上で、その上での判決にして欲しいんです。

[齋藤裁判長]

ちょっと、おっしゃってる意味が分からない。でも、それは、何が事実かは、裁判官が判決で判断する。

[控訴人野村]

いや、あのう、もちろん・・・

[齋藤裁判長]

何が（不明）説明できない。裁判所の判決での判断になる。これは、ちょっと手続きについて、認識が違うかもしれないけど。この事件の事実はどうですという判断を今、裁判所ができないんです。（不明）判決ってことになってる。

[控訴人野村]

控訴理由書の中に書いてる通りですね、そもそも、この・・・

[齋藤裁判長]

（不明）いいんです。（笑）それについて判断するわけだから、裁判所はね。ただ、控訴審の手続きで、野村さんが何を求めているのかってということだけを確認したかった。

でも、野村さんの控訴理由書は、この通り主張しますって手続きに上がってるわけですよ。

[控訴人野村]

ええ。

[齋藤裁判長]

だから、これ以上、特に、特段、必要ないんじゃないんじゃないですか？何か、野村さん、さっきの甲号証も取り調べをしたし、さらに必要な手続きというのは、ないんですけど。控訴審で。

[控訴人野村]

印象としては、私が出した甲号証の中で、そもそも、この原審の私の提訴の理由が、名誉毀損、侮辱罪、それから何でしたっけ、

[齋藤裁判長]

違法だとかね。

[控訴人野村]

違法性を挙げたものに対して、ただ単に名誉毀損とか侮辱罪に対して、適当なところをピックアップして、僕がピックアップした中から。都合のいいところだけをいくつかピックアップして、それだけに対して、「名誉毀損に当たらない」という判決をした程度のものであって、その裏側にあるのは、そもそも、私陽名誉毀損で訴えたかったわけではなくて、本当だったら、汚職の罪をですね、ちゃんと陽の当たる場所に見せたかった。

でも、警察に出しても、警察がまともに扱おうとしない。はっきり言えば、警察に出そうとする時に、僕は警察にプレッシャーをかけて、無理くり受け取らせた。そんなやり方をして、最初からやってもらえと思ってなくて、案の定1年経ってから・・・

[齋藤裁判長]

そうじゃない。裁判所に何の手続きを求めるか？

[控訴人野村]

裁判所に手続き・・・ごめんなさい。もちろん簡潔にやった方がいいんでしょうけども、簡潔にですね、弁護士さんの言うような法的主張だけに限定した形で話をできればいいのかもしれませんが、いろいろその背景に関わる場所、法的、法的説明だけにですね。限定することもできない部分もあるわけなんです。それを私は・・・

[齋藤裁判長]

別に法的じゃなくていい。何をしたいかっていうことだけ聞きたい。

[齋藤裁判長]

蘭越町の汚職をちゃんと罰したいんですよ、法廷で。蘭越町の汚職を。ただ私が1人でやるには限界があるから、しょうがないから、刑事を頼っているけれども。刑事が全く動こうとしないから、仕方なく、並行して、私は民事訴訟を提起したんです。

[齋藤裁判長]

でも裁判所は判決しか回答できない。

[控訴人野村]

それは構わないですよ。多分、私もそれは勝てる算段があってやってるわけじゃないんで。多分、刑事が動かないだろうから、民事訴訟も並行して起こしたに過ぎないんです。ただ背景にあるのは、あくまでも私が、名誉毀損なりを受けたという事実ではなくて、その背景で汚職があった。

ただ私の力では、状況証拠を重ねることはできても、直接証拠なんか取れやしせんよ。だから、刑事は一応出したけれども、法廷でちゃんと見てもらうために、今回の民事訴訟にしたんです。だから、僕の訴状の第 1 のところには、名誉毀損の背景事情がずらりと並んでるんです。

あれは刑事告訴状に書いたのと、告発状に書いたのと、ほぼ同じです。それに対して、1 審では否認する・・・認否は一応あったんですけども、それに音声記録が添えられているにも関わらず、もしくは、公式な文書が添えられたにもかかわらず、何ら理由なく、ただ否認すると書いてあるだけで、裁判所はそれでもそれをないものとして判断している。しかも、そのうち認めるとしたもののの中から、私が出した証拠の中から、都合のいいところだけの、都合のいいところだけいくつか取り出して、それによって「名誉毀損に当たらない」という判断をただけにしか私は感じられない。

そもそも何度も言ってる通り、私が、いじめられた。いろんな形で妨害を受けた背景には、蘭越町が汚職疑惑、今の段階では、間接証拠しかないですから。疑惑があって、それに対して、私が何とかしようと思ってるところがベースにあるわけなんです。それに対して、一切、裁判所が判断しようとしなくて、まともに見てくれないで、ただ単に、その後に行われた調査妨害のわずかの発言だけを捉えて、「名誉毀損に当たらない」とする判決はですね、到底納得しがたい。僕は納得しがたいです。

[齋藤裁判長]

はい。ただ、それはそれで結構です。ただ、裁判の手続きとしては、もうこれ以上の審理は必要ない、と思いますので、先ほど説明した通り、今日、審理を終結して、これで弁論を終わります。

判決は、7月の30日、午後1時10分。今日、弁論を終結し、判決は、7月の30日火曜日、午後1時10分と指定します。

はい。じゃあ今日の弁論はこれで終わりです。